

# 令和7年度トラック運転者の健康診断受診助成事業

## (一般会計) 要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

### 1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の健康診断に対してその費用の一部を助成し、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が行う運転者の健康管理・健康起因による交通事故を防止することを目的とする。

### 2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

### 3 助成の対象となる健康診断

会員の県内事業所（支店・営業所を含む。）に勤務する運転者が受診する「定期健康診断」若しくは「雇入れ時健康診断（運転者として雇入れた場合）」又は「特定業務従事者（深夜業）健康診断」で、令和7年2月1日から令和7年3月31日の間に受診し、かつ、令和7年3月1日から令和7年4月30日の間に支払いが完了したものとする。

### 4 助成件数

車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規会員の場合は入会時の台数とする。）×1.4倍まで（小数点以下切り捨て）とし、運輸事業振興助成交付金を財源として実施した令和6年度トラック運転者の健康診断受診助成事業（以下「交付金特別会計事業」という。）で助成した件数を差し引いた残りの件数までとする。

### 5 助成金額

(1) 「定期健康診断」又は「雇入れ時健康診断」

(2) 「特定業務従事者（深夜業）健康診断」

運転者1人につき(1)・(2)何れも1,500円とする。

ただし、1,500円未満の場合はその額とする。

### 6 申請期間

令和7年4月1日から令和7年5月15日。

### 7 予算額 1,200,000円

## 8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の健康診断受診助成金（一般会計）交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

## 9 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 運転者以外が健康診断を受けた場合
- (2) 令和7年2月28日までに支払いが完了した場合（交付金特別会計事業対象のため）

### **【参考】トラック運転者の健康診断受診助成事業（一般会計）について**

従来の「トラック運転者の健康診断受診助成事業」は、運輸事業振興助成交付金で助成を行うため、健康診断の受診及び支払・申請が毎年度4月1日から2月末日までのものを対象とし、3月に健康診断を受診及び支払った場合は、助成対象外としています。

このことについて会員から多くの問合せや要請があり、交付金委員会で検討した結果、令和7年度より当分の間、3月に健康診断を受診した場合も、一般会計の財源で助成することにしました。

また、2月に健康診断を受診した場合、医療機関からの請求書発行の関係で2月中に支払いが困難であったケースについても交付金特別会計事業では助成対象外としていましたが、2月に健康診断を受診し、3月1日以降に支払った場合も一般会計の財源で助成することにしました。

※ 2月に健康診断を受診・当月中に支払い完了の場合は、交付金特別会計事業で助成するため一般会計の財源での助成の対象外とします。